

2025年3月19日

いなべ市議会 議会検証評価 **資料3**  
議会基本条例の検証評価について

(日本生産性本部 鎌田・千葉)

【検証結果】取り組み状況・課題・問題点などからみて

#### 第4条（議会の災害時対応）

検証結果 これまでどおり取り組む →新たな取り組みを検討する

#### 第11条（市長等との関係）

検証結果 これまでどおり取り組む →新たな取り組みを検討する

#### 第17条（監視及び評価）

検証結果 これまでどおり取り組む →新たな取り組みを検討する

#### 第24条（情報通信技術の積極的活用）

検証結果 これまでどおり取り組む →新たな取り組みを検討する

【新たな取り組みを検討する】を中心に

#### 第10条（議会報告会）

- ・一般向けのほか、各種団体との開催（ここで若年層や女性が多い団体と開催）、常任委員会単位で所管事務調査項目に関わる団体との意見交換会を行うことが考えられる。

#### 第16条（確認機会の付与）

- ・反問権（執行部の反問権を条例や規則などで規定している）は324市（全市815市の39・8%）、反問権（執行部の反問権を限定（質問趣旨確認等）して条例や規則などで規定している）は261市（全市の32・0%）（市議会の活動に対する実態調査結果：令和5年中、全国市議会議長会）とかなり普及している。反問権の導入は論点の明確化、議員の質問力向上にも寄与するとみられる。
- ・反問権より踏み込んだ「反論権」を規定する議会も少しずつ増えている（北海道鹿追町、三重県松阪市、北海道芽室町、滋賀県彦根市、東京都板橋区は議会基本条例

で規定。茨城県かすみがうら市議会は2018年から反問権・反論権を導入。その行使の流れを議会HPで紹介している（恐らく会議規則で導入＝未確認）。

#### **第17条（監視及び評価）第2項の協議は未実施**

- ・2011年の地方自治法改正で、市町村における基本構想（総合計画）策定義務が撤廃された。評価モデルの⑦にも関わるが、いなべ市として総合計画を策定するのならば**自治法96条2項**に基づく議決事件の追加で、基本構想（総合計画）など主要計画は規定すべきではないか。

#### **第20条（予算の確保）**

- ・議会費の編成権（執行権）を議会が有しないため、条文上は現行の「必要な予算の確保に努める」と努力義務規定が限界と思われる。ただし、いなべ市議会は行動計画を策定し、実行しているので予算要望では納得性が増しているのではないか。議員だけでなく、議会事務局の名称を「議会局」に改称すると職員の業務の質量が増していることもPRできる。

#### **第28条（議会図書室）**

- ・一般質問に関する図書、重要議案に関する図書のコーナーを特設することが考えられる（事例：佐賀県伊万里市議会、北海道芽室町議会）。

以上